

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（二件）（障害福祉課） 一
- 道路の区域変更（二件）（道路課） 二
- 事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者（建築宅地課） 二
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課） 二
- 選挙管理委員会 三
- 政治団体の届出 三
- 政治団体の届出事項の異動届 三
- 政治団体の解散届 三
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十年分） 三
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十一年分） 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十二年分） 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十三年分） 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十四年分） 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十五年分） 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十六年分） 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十七年分） 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十八年分） 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十九年分） 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十年分） 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分） 七

○ 資金管理団体の届出事項の異動届

監査委員

○ 外部監査人の監査の事務の補助

公安委員会

○ 警備業法第二十三条第一項の規定に基づく検定の実施

収用委員会

○ 館矢間ハイパス事件裁判手続開始決定

正 誤

○ 宮城県公報第二〇四六号中

○ 宮城県公報平成二一年号外第一九号中

告 示

○ 宮城県告示第五百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇二〇〇五二一	事業所の名称及び所在地	なのはな居宅介護センター 石巻市大街道西二丁目四番七号ソラーナ 参番館一〇一号	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護、重度訪問介護（みなし）	設置者名	株式会社イコール	指定年月日	平成二十一年六月一日
-------	------------	-------------	---	---------------	------------------	------	----------	-------	------------

○ 宮城県告示第五百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号		事業所の名称及び所在地		指定障害福祉サービスの種類		設置者名		指定年月日	
-------	--	-------------	--	---------------	--	------	--	-------	--

〇四二二〇〇三二	こころりハピリセン ター生活訓練事業所 柴田郡川崎町大字 内字北原山五・五	自立訓練（生活訓 練）	医療法人仁泉 会	平成二十一 年六月一日
----------	--	----------------	-------------	----------------

○宮城県告示第五百七十三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台
土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年六月十六日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜巨理線
- 三 道路の区域

変更の区間 名取市下増田字飯塚三五番一地从先から 同市杉ヶ袋字尻田村二九番地先まで	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	一六・〇	八九二・七
後	一三八・八		

○宮城県告示第五百七十四号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部
土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年六月十六日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 有壁若柳線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考

栗原市若柳武鎗字上丁場二五番一地从先 から 同市若柳武鎗字新大丁場四番一地从先 まで		後A	前 B	A	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
		一三・八 一四・三	一三・七 二〇・八	一三・八 一四・三	
		一四・三	一三〇・九	一二〇・〇	

○宮城県告示第五百七十五号
次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法
（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。
なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消
すことがある。
平成二十一年六月十六日

- 一 宅地建物取引業者の商号
株式会社フライト
- 二 代表者の氏名
今野 正幸
- 三 事務所の所在地
名取市手倉田字堰根三百九十一番地の二
- 四 免許年月日及び免許番号
平成十七年九月二十日 宮城県知事（二）第四千八百四十六号

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年六月十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡富谷町明石台二丁目三十番一の一部及び
三十番五（一工区）
仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大和ハウス工業株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

新世紀烈士會宮城県支部 立花 公資 野崎かずい 仙台市若林区五十人町五・一〇一 平成二十一年五月十二日

寺沢まさし七ヶ浜後援会 鈴木 勲 佐藤 壮一 多賀城市町前三・二・九 平成二十一年五月十二日

中村一彦後援会 中村 新一 中村 弓子 大崎市田尻沼部字早稲田一五八・一 平成二十一年五月十二日

○宮選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

新世紀調査会 吉川 寛康 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町一・九・三 分町三・八・三 平成二十一年五月八日

きくち文博政経懇話会 菊地 文博 名 称 称 きくち文博政経懇話会 菊地ふみひろ政経懇話会 平成二十一年五月二十七日

○宮選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

（政党の支部）

委員長 佐藤 健一

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日 解散届出年月日

自由民主党宮城県塩釜支部 齋藤 孝 平成二十一年五月二十七日 平成二十一年五月二十八日

自由民主党宮城県港連支部 布川 清純 平成二十一年五月二十六日 平成二十一年五月二十八日

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日 解散届出年月日

中村一彦後援会 中村 新一 平成二十一年五月十二日 平成二十一年五月十二日

伊藤一彦後援会 三浦 良一 平成二十一年五月十二日 平成二十一年五月二十六日

○宮選管告示第八十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（政党の支部）

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 自由民主党宮城県港連支部
報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 88,027 円

ア 前年繰越額 88,027 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 88,027 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳 0 円

イ 計 0 円

(2) 支出の内訳 20,027 円

ア 経常経費 20,027 円

(7) 備品・消耗品費	20,027 円
ㄏ 政治活動費	68,000 円
(7) 組織活動費	68,000 円
合 計	88,027 円

○宮選管告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十一年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県港運支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
----------	-----

ㄏ 前年繰越額	0 円
---------	-----

ㄏ 本年収入額	0 円
---------	-----

(2) 支出総額	0 円
----------	-----

○宮選管告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十二年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県港運支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
----------	-----

ㄏ 前年繰越額	0 円
---------	-----

ㄏ 本年収入額	0 円
---------	-----

(2) 支出総額	0 円
----------	-----

○宮選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十三年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県港運支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
----------	-----

ㄏ 前年繰越額	0 円
---------	-----

ㄏ 本年収入額	0 円
---------	-----

(2) 支出総額	0 円
----------	-----

○宮選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十四年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県港運支部

じ公表せらる。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県塩釜支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 自由民主党宮城県港運支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

○宮城県告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表せらる。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県塩釜支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 自由民主党宮城県港運支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

○宮城県告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表せらる。

平成二十一年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県塩釜支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 自由民主党宮城県港運支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円
 ア 前年繰越額 〇 円
 イ 本年収入額 〇 円
 (2) 支出総額 〇 円

(1) 収入総額 〇 円
 ア 前年繰越額 〇 円
 イ 本年収入額 〇 円
 (2) 支出総額 〇 円

(その他の政治団体)
 政治団体の名称 中村一彦後援会
 報告年月日 平成21年5月12日

(その他の政治団体)
 政治団体の名称 伊藤一彦後援会
 報告年月日 平成21年3月18日

1 収入・支出の総額

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

(1) 収入総額 75,361 円

ア 前年繰越額 〇 円

ア 前年繰越額 75,361 円

イ 本年収入額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○宮城県知事選挙十一号

政治団体の名称 中村一彦後援会

報告年月日 平成21年5月12日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

宮城県選挙管理委員会

秘書長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(政党の支部)

○宮城県知事選挙十一号

政治団体の名称 自由民主党宮城県塩釜政支部

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

報告年月日 平成21年5月28日

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

1 収入・支出の総額

平成二十一年六月十六日

(1) 収入総額 〇 円

宮城県選挙管理委員会

ア 前年繰越額 〇 円

秘書長 佐藤 健一

イ 本年収入額 〇 円

政治団体の収支報告書の要旨

(2) 支出総額 〇 円

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮城県塩釜政支部

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

1 収入・支出の総額

<p>氏名 住所</p> <p>渡邉 雅 章 名取市増田字閑下169番地の1 13街区1画地909号</p> <p>小川 高 広 仙台市太白区長町南4丁目2番56 - 105号</p> <p>有倉 大 輔 仙台市青葉区上杉3丁目4番50 - 305号</p> <p>手島 教 子 仙台市泉区寺岡5丁目9番地の37</p> <p>荒井 公 尊 岩沼市桜3丁目14番57号</p> <p>2 当該監督の事務を補助する者が包括外部監査人の監督の事務を補助できる期間 平成21年6月15日から平成22年3月31日まで</p>	<p>5 受検対象者</p> <p>(1) 空港保安警備業務1級</p> <p>宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 検定期間第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「空港保安警備業務2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認めるもの</p> <p>(2) 空港保安警備業務2級</p> <p>宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p>
<p>宮城県公安委員会告示第99号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成21年6月16日</p> <p>宮城県公安委員会委員長 中村 孝也</p>	<p>6 検定内容</p> <p>空港保安警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 受検申請手続</p> <p>(1) 検定申請の受付期間</p> <p>空港保安警備業務1級、2級とも平成21年8月3日（月）から同月14日（金）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時まで）</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者 住所を管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属している者 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属している者 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 空港保安警備業務1級</p> <p>(ア) 検定申請書（検定期間別記様式第1号） 1通</p>
<p>1 検定に係る警備業務の種類及び級</p> <p>警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期間」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>2 実施期日</p> <p>(1) 空港保安警備業務1級</p> <p>平成21年9月16日（水）午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 空港保安警備業務2級</p> <p>平成21年9月17日（木）午前9時から午後5時まで</p>	<p>イ 仙台市青葉区高森2丁目1番地の39</p> <p>仙台地域職業訓練センター</p> <p>4 受検定員</p> <p>(1) 空港保安警備業務1級 30人</p> <p>(2) 空港保安警備業務2級 30人</p>
<p>平成21年6月16日</p>	

公安警察課

- (イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通
 - (ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - (エ) 前記5-(1)-アに該当する者については、空港保安警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通
 - (オ) 前記5-(1)-イに該当する者については、1級検定受検資格認定書の写し 1通
 - (カ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
 - イ 空港保安警備業務2級
 - (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通
 - (イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通
 - (ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - (エ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
 - (4) 受検手数料
 - 公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第66の項に基づき、
 - ア 空港保安警備業務1級 16,000円
 - イ 空港保安警備業務2級 16,000円
- の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。
- なお、既納の受検手数料は、還付しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

9 その他
検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)

収用委員会

○宮城県収入課員受検に際し
土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十一年六月十六日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 宮城県
- 二 事業の種類 一般国道百十三号改築工事(館矢間バイパス・宮城県伊具郡丸森町字神明南地内)
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県伊具郡丸森町字神明南地内

地番	地目		地積		収用しよ(㎡)の面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
六二番	畑	雑種地(宅地見込地)	一六平方メートル	一九・五六平方メートル	一九・五六平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

持分一九分の一

不明

ただし、登記簿記載の土地所有者の住所及び氏名は

青藤庄次郎 宮城県伊具郡丸森町四六八番地

持分一九分の一

不明

ただし、登記簿記載の土地所有者の住所及び氏名は

本間 多作 宮城県伊具郡丸森町東三番地

持分一九分の一

不明

ただし、故青藤庄松の法定相続人である

武田 恵子 東京都北区上中里一丁目一七番三号

齋藤 憲男 東京都八王子市西寺方町七二番地八八

長田 勝子 東京都八王子市川口町一六六八番地四

齋藤 正樹 宮城県伊具郡丸森町字田町南一一九番地

齋藤 秋子 宮城県伊具郡丸森町字田町南一一九番地

齋藤 正良 宮城県角田市角田字中島上二二番地一

高橋 光子 東京都八王子市散田町一丁目一六番一八号

石井 富子 東京都八王子市川口町三四三四番地五

正岡 優子 東京都日野市西平山五丁目四九番地の四二

比留間麻美 東京都八王子市榎原町四二〇番地九

比留間俊輔 東京都八王子市大和田町四丁目一八番一一号 市営住宅大和田台団地三号棟五〇四号

比留間裕輔 東京都八王子市大和田町四丁目一八番一一号 市営住宅大和田台団地三号棟五〇四号

福本 誠 東京都大田区大森南一丁目一番一〇号

鷹羽 葉子 東京都大田区西蒲田一丁目一六番一〇号

福本 徹 茨城県水戸市酒門町四三八六番地の一六

笠原 才 新潟県新潟市南区月潟一〇番地

笠原 健一 新潟県新潟市南区西萱場一一五三番地三

鈴木 文子 東京都西東京市富士町一丁目七番六一・三〇四号

江口 良子 新潟県上越市清里区平成二六一番地一八

高橋 道子 新潟県新発田市新栄町一丁目七番五号 ロイヤルアベニュー一〇二

森田 一雄 神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目三九番地一七 六ツ川ブチレジデンス二〇二

号 金指方

ただし、住民票記載の住所は

神奈川県横浜市南区永田東三丁目一七番三〇号 清宮荘A号 金指方

齋藤 子 静岡県浜松市北区三方原町四四四番地の三

齋藤セツ子 福島県相馬市西山字表西山六六番地の一四

坂本ケエ子 神奈川県相模原市田名三三一一七番地

齋藤 信一 神奈川県横浜市港南区笹下一丁目九番九・三〇二号 笹下台団地

齋藤 孝子 神奈川県横浜市港南区笹下一丁目九番九・三〇二号 笹下台団地

の全員若しくは一部の者

持分一九分の一

不明

ただし、故飛田金之助の法定相続人である

飛田 隆 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東神山前三四番地一

飛田 升 宮城県伊具郡丸森町館山字沖八二番地

森川美智子 東京都大田区大森西四丁目三番八 三〇七号

の全員若しくは一部の者

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十一年六月八日

正 誤

○宮城県公報第二〇四六号(平成二十一年三月三十一日付け)中

ページ
一三三
上 段
行
後ろか
二五

ページ
一六
上 段
行
七五

○宮城県公報平成二十年号外第一九号(平成二十一年三月三十一日付け)中

県営本吉大沢住宅の項を削る。

本則第一号の表県営白石寿山住宅の項中

同	同
---	---

同	中層耐火造
---	-------

に改め、同表

県営本吉大沢住宅	同	平成元年度	木造	六六・四	〇・九五四	〇・四八八	四八三〇〇円
同	同	同	同	六八・八	〇・九五四	〇・五〇五七	四九七〇〇円

本則第一号の表県営気仙沼鹿折住宅の項の次に次のように加える。

正

通校中
通校中
通校中

正

通校中
通校中
通校中

誤

本則第一号の表県営本吉大沢住宅の項を削り、同表県営気仙沼鹿折住宅の項の次に次のように加える。

誤

県営本吉大沢住宅	同	平成元年度	木造	六六・四	〇・九五四	〇・四八八	四八三〇〇円
同	同	同	同	六八・八	〇・九五四	〇・五〇五七	四九七〇〇円